

各 位

会 社 名 株式会社スパンクリートコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 村山典子
(コード: 5277 JASDAQ)
問い合わせ先 管理本部長 武田喜之
(TEL. 03-5689-6311)

株主代表訴訟の和解に関するお知らせ

平成29年7月20日付「株主代表訴訟に関するお知らせ」及び平成30年6月8日付「株主代表訴訟に関するお知らせ」でそれぞれお知らせいたしましたとおり、当社個人株主1名(元取締役)が、当社元取締役(2名)に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟をそれぞれ提起していましたが、両訴訟はその後併合審理され、この度、当社が利害関係人として本訴訟に参加する形で和解が成立いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容及び和解に至る経緯

当社の個人株主である村山典子氏(訴訟提起時当社元取締役、現代表取締役社長)が原告として、①スパンクリート事業に関する製造原価低減案を策定せず赤字を放置した任務懈怠、②新規製造機械の導入について取締役会決議の取得の任務懈怠、③遊休工場の定期建物賃貸借手続きの不備に関する任務懈怠、④元社員に対する労働契約更新条件提示に関する任務懈怠を理由に、飯牟礼聡氏(当社元代表取締役社長)を被告として、金10億6530万円の損害賠償請求を求めて2017年7月に株主代表訴訟を東京地方裁判所に提起し、また、上記①②④を理由に、菊池透氏(当社元取締役、現嘱託社員)を被告として、金7億8928万7431円の損害賠償請求を求めて2018年6月に株主代表訴訟を東京地方裁判所に提起しておりました。

その後、両株主代表訴訟は併合して審理されていましたが、この度、裁判所から当社も利害関係人として訴訟に参加する形での和解案が提示され、当社としても、当該和解案を受け入れるのが当社の経営上最も合理的であるとの判断に至り、2021年10月5日付で和解が成立いたしました。

2. 和解の内容

- (1) 被告飯牟礼聡は、和解成立日から1か月以内に、利害関係人に対して解決金を支払い、利害関係人は、和解成立日から2か月以内に、原告に対し、会社法852条1項に基づき原告の弁護士費用の相当額を支払う。
- (2) 被告飯牟礼聡及び被告菊池透は、生産イノベーション室における活動状況や岩瀬工場プランの総括について、取締役会に適時・適切に報告を行わないことがあったなど、その業務執行に必ずしも十分といえない点があったこと、これにより、利害関係人のコーポレートガバ

ナンスに不十分な点があったことを認め、この点は経営判断原則に照らして法的な任務懈怠責任までは負わないものであるが、遺憾の意を表する。

(3) 原告は、被告らに対する本件各訴えを取り下げ、被告らはこの取り下げにそれぞれ同意する。

(4) 被告らと利害関係人は、被告らと利害関係人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。

3. 業績に与える影響

当社は、本和解により当社が受け取る解決金と当社が原告に対して支払う弁護士費用相当額の差額である3,800万円につきましては、2022年3月期第3四半期において特別利益として計上する予定ですが、本和解が2022年3月期の当社業績に与える影響は軽微であると見ております。

以上